

## 平成27年第6回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成27年7月27日(月)  
午前9時30分 から 午前10時53分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

### 3. 本日の出席委員(14名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番	長田賢二	8番	田中文彦
9番	福山健	10番	
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		

### 4. 本日の欠席委員(1名)

10番 小野陽一

### 5. 議事日程

- 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
- 日程第2. 議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3. 議案第88号 農用地利用集積計画の認定について
- 日程第4. 議案第89号 苓北町農業協同組合の「農地利用集積円滑化事業規定」の変更について
- 日程第5. 議案第90号 苓北町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の制定について
- 日程第6. その他

### 6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 野田尚之・局長補佐 田中慎一・主幹 瀬形茂

## 7. 会議の概要

### 1. 開 会

開会午前 9時30分

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>まず、総会の前に共済組合から推薦をいただきました長田賢二様へ荅北町松野副町長から辞令交付を行います。</p> <p>長田様、前の方をお願いします。</p> <p>それでは、長田賢二様に辞令交付をお願い致します。</p> <p>では、長田賢二様からご挨拶をお願いいたします。</p>
7番	<p>共済から推薦されまして、農業委員になりまして初めてでございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>では、定刻になりましたので、只今から平成27年第6回の農業委員会総会を開会致します。岡村会長よりご挨拶をお願い致します。</p>
岡村会長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>副町長さんより長田賢二さんの方に農業委員としての辞令を交付していただきました。長田さんにも勉強して頂きまして、荅北町農業の発展に寄与して頂きますことを、ここでお願い申し上げます。</p> <p>皆様方も心配しておられました、台風12号も昨日7時頃長崎県の佐世保付近に上陸したとのTV報道がございましたが、幸い荅北町には建物・農作物の被害も最小限度にとどまった様でございます。今後夏場に向かいます、さらに台風の襲来、上陸もあり得ると思いますが、今後も万全を期して頂きますよう、お願い致します。</p> <p>さて、TPP問題も大詰めを迎えようとしています、日本の重要農産物5項目については、死守して頂きたいと思っております。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>本日は10番小野陽一委員さんが欠席でございます。</p> <p>出席委員は15名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、荅北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。</p>

議 長 はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 それでは、3番の錦戸幸春委員さんと、4番の大仁田金次委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

議 長 それでは、日程第2. 議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2. 議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3ページをお開き下さい。整理番号1の案件につき説明致します。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人から贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は4ページから6ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町富岡の畑2筆787㎡です。権利の種類は贈与による所有権移転です。申請理由は遠隔地居住により耕作困難な為とのことです。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましては、私が担当委員でございますので、説明をさせていただきます。

整理番号1の案件につきまして、贈与ということでございますが、皆様方も不思議に思われたかと思いますが、普通、贈与は親子関係あたりで親から子に譲るとというのが贈与でございますが、今回の件はそうではなくて、全然親戚関係はないそうでございます。自分は

遠隔地に住んでおり、健康にもすぐれないということで、小作をして頂いた方に贈与しますということでございます。私も本人にお会いしまして、色々お話を伺ってきた訳でございますが、場所は茶北火葬場の近くでございます。図示してありますとおり、2筆になっております。小作をしてもらってたので、くれるということでもらいましたとのことでございました。

それと、ここでお尋ねして良いかわかりませんが、申請者の前の田んぼ、いわゆる〇〇呉服店の横の水田を町の方に寄付をしたとその方からお聞きされたそうですが、町がもらっても所有権移転登記は農地ですから、せんといかんのかなと思いますが、その点はいかがですか。

事務局 町の方にこの方から贈与するというのを、総務課を通して聞いております。その件につきましては、また改めましてご提案させて頂きたいと考えております。

議長 はい、わかりました。そういうことで、本日議題にあがっております、整理番号1の方は純粋な専業農家でございます。

この件につきまして、他の委員さんからのご意見がございましたら、挙手をお願い致します。

14番 この件ではございませんが、先程言われた場所は千人塚のあの地点ですよ。実はですね、道路も狭くて議会でも議論したのですが、非常にありがたい話ですよ。

議長 他にこの件につきまして、ご意見がございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

議長 はい。無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議 長 続きますして、整理番号2の案件について事務局に説明を求めます。

事務局 7ページをお開き下さい。整理番号2の案件につき説明致します。  
議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人から売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は10ページから12ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり芥北町坂瀬川の田1筆265㎡です。権利の種類は売買による所有権移転です。申請理由は非農家であり耕作困難な為とのことです。

審議の要点は、記載のとおりです。

13ページをお開き下さい。申請者の営農計画書でございます。これは次の整理番号3の案件を含みます。

申請の理由の詳細として、「町外在住の譲渡人等は本来農家でもなく、農地をこのまま所有していく必要もないため、兼業農家の譲受人の夫に相談、譲受人はこれを受け入れ、経営規模の拡大を決意するに至ったため」とあります。農業に従事予定の家族、年間従事予定日数は記載のとおりです。

14ページをお開き下さい。3. 取得する農地に対する事業の計画、4. 自宅から取得地までの距離及び所要時間は記載のとおりです。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号2につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

5 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

5 番 申請書の譲受人は和田地区の方です。でも現地が鶴地区ですので、鶴地区担当の私が現地を説明し、その後で和田地区担当の錦戸委員

に営農計画について説明をして頂きたいと思います。よろしくお願  
いいたします。

7月14日に事務局の瀬形さんの案内で、現地を見せてもらいま  
した。一部は稲作が耕作されております。大部分が荒廃地となって  
イノシシに荒らされている状態です。場所は鶴の入り口で、近く  
には人家も多く、このままでは大変だなどの思いがしました。早め  
の対策が必要かという感じを受けました。

- 3番 これは私も譲受人が和田地区とのことで、内尾さんに相談をしま  
して、7月20日の午後から同行いただき現地を確認しました。  
その後自宅に伺いまして、本人から話しを聞いて来ました。  
営農計画書も出ておりますし、水稻とみかんを作りたいというこ  
とですので、よろしくご審議いただきたいと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご意見が  
ございましたが、この件につきまして他にご意見のある方はござい  
ませんか。

- 9番 水田にミカンを植えるのですか。

- 3番 工事の埋め立てが大分進んでおりまして、数年前から。所有者が  
非農家なので、名義変更が出来ると思っていたらしいです。今回は  
そういうことで、相談しましたが、売買が済んでから嵩上げ申請を  
していく方向で良いのかなど。荒廃地にそのまましておくよりも、  
計画してありますので、その方が良いかなど。

議 長 事務局にお尋ねしますが、所有権の移転には問題無いわけですね。

事務局 今のご質問なんですけど、取得後すべての農地を効率的に利用す  
るかとの判断材料になるかと思うんですけど、今のところは営農計  
画書が出ておりますので、そこを信用して、将来的に作るというこ  
とで、こちらの方は判断して受付しております。

議 長 はい。この件について他にご意見はございませんか。  
無いようでございますので、整理番号2についての賛成の方の挙  
手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号2につきましては許可することに致します。

続きまして、整理番号3の案件について事務局に説明を求めます。

事務局 8ページをお開き下さい。整理番号3の案件につき説明致します。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人から売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請物件は9ページのとおりです。申請地は10ページから12ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町坂瀬川の田13筆7090㎡です。権利の種類は売買による所有権移転です。申請理由は非農家であり耕作困難な為とのことです。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

なお、申請者の営農計画書は先程説明いたしました、13ページ、14ページのとおりです。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号3につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

この件につきまして他にご意見のある方はございませんか。

(ありません。の声あり)

議 長 はい。無いようでございますので、整理番号3についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号3につきましては許可することに致します。

議 長 続きまして、議案第 88 号農用地利用集積計画の認定について、上程致します。  
それでは事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第 3. 議案第 88 号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。

17 ページをお開き下さい。

新規設定で 5 件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業協同組合と熊本県農業公社です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は野菜です。

期間は 10 年 5 ヶ月と 10 年がございます。

続きまして、18 ページをお願いします。転貸で 1 件ございます。

利用権の設定を受ける者は議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は苓北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は野菜です。期間は 10 年 5 ヶ月です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに致します。議案第 88 号は原案どおり許可することに致します。



議 長 続きまして、議案第 89 号 苓北町農業協同組合の「農用地利用集積円滑化規定」の変更について、上程致します。それでは事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第 4. 議案第 89 号 苓北町農業協同組合の「農用地利用集積円滑化規定」の変更についてご説明致します。

なお、この規定につきましては、平成 22 年 7 月 26 日の第 6 回農業委員会総会にて決定しております。

20 ページをお開き下さい。

変更理由書 農地中間管理事業の創設に伴う、農地保有合理化事業の廃止のための変更となります。

続きまして 21 ページ並びに 22 ページをお願い致します。

「農用地利用集積円滑化規定」の変更について (案)

1. 変更の理由

農地中間管理事業の創設に伴う、農地保有合理化事業の廃止のため

2. 新旧条文対照表

表の左側が、変更後 (新)、表の右側が現行 (旧) となっており、黒の太字にアンダーラインが引かれている部分が変更案でございます。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認することに致します。

議 長 続きまして、議案第 90 号 苓北町農業委員会農地パトロール (利

用状況調査) 実施要領の制定について、上程致します。それでは事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第5. 議案第90号 苓北町農業委員会農地パトロール(利用状況調査) 実施要領の制定について、ご説明致します。

23ページをお開き下さい。

熊本県農業会議より農地パトロール(利用状況調査) について制定を求められたので附議するものでございます。

24ページをお開き下さい。

苓北町農業委員会農地パトロール(利用状況調査) 実施要領(案)

(趣旨)

第1条 農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められている。

このため、農地パトロールを実施し、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消、②農地の違反転用発生防止対策一等について重点的に取り組む。

なお、農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第30条の利用状況調査及び耕作放棄地全体調査を兼ねて行うこととする。

(農地パトロール月間)

第2条 8月～12月までを農地パトロール月間として設定する。

(実施の対象及び内容)

第3条 農地パトロールは、全ての農地を対象に、農業委員、農業委員会事務局、で実施する。なお、実施にあたっては、次の事項を主体的に行う。

- (1) 遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の把握
- (2) 農地法の許可(届出)及び農業経営基盤強化促進法による利用権設定等案件履行状況の確認
- (3) 農地の違反転用の早期発見
- (4) 贈与税または相続税の納税猶予適用農地(以下「納税猶予適用農地」)にかかる利用状況の確認
- (5) 仮登記農地の利用状況の確認
- (6) 営農型発電施設(太陽光パネル等)の設置に係る農地についての適切な営農状況の確認 \*営農型発電施設への転用がなければ外す。

(趣旨の徹底)

第4条 農地パトロールの実施にあたっては、農業委員会総会において、趣

旨や実施方法等についての意思統一を図って実施する。

(事前準備)

第5条 農地パトロールを実施する際には、区域を区切って地区担当の農業委員を定める。また、農地等の図面については農業委員会事務局であらかじめ準備する。

(調査結果の整理等)

第6条 農地パトロール終了後は、参加者による報告・検討会を開催し、現状と課題を整理するとともに、事後指導の対応について協議する。

(1) 荒廃農地調査への反映

農地パトロール(利用状況調査)の結果については「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査票」の集計等に活用するものとする。

(2) 農地台帳等への反映

調査結果や遊休農地に関する措置状況について、農地基本台帳で的確に管理する。具体的には、農地の利用状況調査の調査年月日、農地の利用状況、遊休農地の指導状況等を記載・管理する。その際、必要に応じて、農家自ら記載情報の確認・修正を行うための筆別表との照合・確認、住民基本台帳や固定資産税台帳との照合・確認を行う。

また、遊休農地の位置を視覚的に把握するため、地図による管理に努める。

なお、荒廃農地調査で「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」(B分類)と区分され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」(以下、「非農地」と判断し「非農地通知書」を送付した土地については「非農地通知一覧表」に管理することから、農地基本台帳から削除する。

(3) 農地所有者等への利用意向調査の実施

遊休農地を把握したとき、または耕作の業務に従事する者の不在が認められる農地を把握したときは、その農地の所有者等に対し「利用意向調査」を行う。

当該調査により、所有者等が農地の貸付等を希望する場合は、

- a 農地中間管理機構への通知
- b 円滑化団体への白紙委任(利用権設定等委任契約)
- c 農業委員会への農地のあっせん申し出 等

の把握を行い、必要な措置を講じるとともに、貸付けの意向を得た遊休農地については、貸出希望台帳等で管理する。

(4) 違反転用農地については「農地法関係事務処理要領の制定について」に基づく指導を行う。

(5) 納税猶予適用農地については、違反転用の事実を発見した場合及び農地法第32条の規定により遊休農地である旨の通知をした場合は、遅滞なく、当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知する。

(6) 農地に復元して利用することが不可能な土地と判断され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」と判断し、「非農地通知書」を送付した土地については、「非農地通知一覧表」に管理する。

(広報)

第7条 事前に農地パトロールを実施する旨を町の広報誌等で周知する。

(連絡・調整)

第8条 農地パトロールの実施にあたっては、農政主管課をはじめ、県段階の関係機関と緊密な連携、調整を図る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

議 長

はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

事務局

若干、簡単に説明を致します。熊本県農業会議では、毎年熊本農業ステップアップ運動の1つとして耕作放棄地解消のために非農地調査を農業委員さんをお願いしているところです。農地法第30条で定められております、利用状況調査と非農地調査を併せて実施するように農地パトロール実施要領を制定しております。農地パトロールのやり方なのですが、町内全ての農地を対象に現地調査を行うことが示されておりますが、全ての農地を毎年確認することは、時間もかかり、困難であると思いますので、例年のように地区ごとに範囲を決めまして現地確認を行い、進めていければと考えております。昨年までとやり方を変えさせて頂きたいのですが、お手元に苓北町の管内図をお配りしております。各地区の農業委員さんで今年はこの地区を見ると決めて頂いて、その地区を重点的に現地確認を行ってパトロールを進めていければと思っております。この地図を見て、例えば1番を見ましたということで、地図を塗りつぶしてもらえば、今年はこちらが済んだんだと解るような形であれば、視覚的にわかりやすいと考えております。なお、今年都呂々地区がですね、熊本県が進めております、農地集積加速化事業の重点地区に指定をされております。農地として活用するような事業となっていま

す。非農地と重点地区が重なると、後で重点地区の方が面積が減って困ると思いますので、都呂々地区につきましてはですね、今年度は積極的には非農地化を進めないようにしたいと思います。ですので、都呂々地区の農業委員さんについては、他の地区のお手伝いをお願いできればと考えております。場所の選定についてなんですけど、都呂々地区以外の委員さんですね、今日終わってからでも、今年はこちらを見ると今日決めてもらえば、後日日程を調整しまして、現地調査を行いたいと思います。調査期間につきましては、先程もありましたが、8月から12月までを目途に活動をしたいと思います。調査結果についてなんですけど、判断する基準なんですけど、耕作中とかですね、遊休農地だが再生可能な優良農地、優良農地で荒廃しており非農地などと分けまして処理を進めて行きたいと思えます。耕作中の農地についてはですね、農家台帳の方へ、この土地は遊休農地ではありませんと入力をお願いします。遊休農地ですが再生可能と判断した優良農地については、農地の所有者へ利用意向調査を実施することになります。これが新しく増えたところですよ。非農地と判断した農地については、例年どおり農業委員会総会により議決が必要となります。また、違反転用がもし出てきた場合は、農地の所有者へ転用の手続きを指導して行きたいと思えます。事前に農地パトロールを実施する旨を町の広報等で周知すると第7条にありますが、7月21日発行の公報れいほくで既に広報の方を周知しております。以上農地パトロールについて簡単ですが説明を終わりたいと思えます。

議 長 今度都呂々地区が重点地区になっておりますが、農協の前のあの付近ですかね。都呂々は全部ですか。

14番 みかん園もです。プライバシーの問題がありますものですから、許可を取っているところですので、お名前を出せないんですよ。

議 長 只今、農地パトロールについて説明を頂きましたが、他にご意見はございませんか。

9番 都呂々地区はよその地区にはり付けるということですが、その日程等は。

- 事務局 まず、場所が決まってからお願いしたいと思います。
- 議長 他にご意見はございませんか。無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認することに致します。
- 議長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。
- 事務局 事務局からその他事項について
1. 農用地利用配分計画の認定について(中間管理機構 借受け分)
  2. 農地改良届けについて
  3. 苓北町農業委員会 農地に該当するか否かの判断事務取扱要領について
  4. その他
    - ・れいほくセミナーの紹介
    - ・農業振興対策チームとJA担当者との農業者年金加入推進会議について
- 次に、次回農業委員会総会予定は  
平成27年8月25日(火)午前9時30分～としております。  
事務局からは以上です。
- 議長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成27年第6回総会を閉会いたします。
- 閉会午前10時53分
- 右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_